

パブリックコメントの結果と意見に対する県の考え方

項目等	意見等の概要	県の考え方
廃棄物の循環的な利用の手法について	廃棄物の循環的な利用について、マテリアルリサイクルを優先するあまり、リサイクルに適さない廃棄物までマテリアルとしてリサイクルするのではなく、廃棄物の特性に応じ、再使用、再生利用、熱回収の処分のうちどれが最適であるかを総合的に判断する必要があるのではないか。	<p>廃棄物処理法に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針」で、「廃棄物となったものについては、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い」とされていますが、県の計画では、「～の順に」の標記を削除し、循環的利用の優先順位をはずしており、廃棄物やその状態に応じて、再使用、再生利用、熱回収の処分を並列で促進するという考えです。</p> <p>これをより明確にするため、計画本文21頁「循環型社会の実現」の箇所に以下の下線部分を書き加えます。「・・廃棄物となったものについては、<u>廃棄物の特性に応じ、再使用、再生利用、熱回収とできる限り循環的な利用を行い、・・</u>」</p>
P C B 廃棄物適正処理の推進について	<p>P C B 廃棄物の処理期限が平成39年3月末まで延長されたため、P C B 廃棄物保管事業者によるP C B 廃棄物の保管期間も約15年も延長になる。</p> <p>その間に管理がおろそかになったり、知らない間に行方不明になったり、不適正に処分されたりといった不都合が生じないか心配である。可能なものからできるだけ早期に処理が進むよう努力すべきである。</p>	<p>P C B 廃棄物を確実かつ適正な処理を計画的に推進するため「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成18年1月に策定し、この中で、保管事業者に、適正保管の指導及び計画的な処理を推進するための事前指導の実施を明記しています。廃棄物処理計画（案）に記載のとおり同計画の見直しを予定しており、引き続き、適正保管・計画的な処理が行われるよう計画の改定を行います。</p> <p>高濃度のトランス、コンデンサーについては、既に処理は始まっており、比較的早期に処理は進められます。なお、P C B 汚染物等については、十分な処理体制が整っていないことから、国に整備を求めてています。</p>
不法投棄防止対策について	不法投棄の防止対策として、県庁内の関連する部局や市町など関係する機関と連携や、地域住民との連携を積極的に図る必要があるのではないか。	<p>国、県及び市町の関係機関、関係団体で構成する「兵庫県不法投棄防止対策協議会」や地域ごとの「地域廃棄物対策会議」を設置し、情報連絡網の整備や個別事案の対応協議等により、関係機関と連携を図りながら不適正処理の防止を図っています。</p> <p>また、住民との合同監視パトロールの実施や自治会への監視カメラの貸出などにより、地域住民と連携して不法投棄を許さない地域づくりを推進しています。</p>

項目等	意見等の概要	県の考え方
排出事業者、処理業者に対する適正処理指導	産業廃棄物の処理責任は一義的には排出事業者にあり、適正処理のためには排出事業者と処理業者の相互の協力、廃棄物の性状に関する情報共有など、緊密な連携・協力関係が必要であることに留意すべきである。	ご指摘の内容については、必要と考えることから、計画本文33頁「(1) 排出事業者、処理業者に対する適正処理指導」部分に以下のように書き加えます。 「産業廃棄物の処理について、排出事業者が自ら廃棄物の発生から最終処分までの責任を果たすよう、委託基準やマニフェスト制度の遵守を徹底していく。 <u>また、排出事業者と処理業者の相互の緊密な連携・協力関係が進むよう、両者に働きかけていく。」</u>
その他	「ごみ発電能力」の数値目標を設定、高効率ごみ発電施設の導入促進など「高効率ごみ発電施設の拡充」の美名のもと、更にごみ焼却を拡大する時代に逆行した計画案であると強い懸念がある。	施策展開の方向として、一層の廃棄物の発生抑制と再利用・再生利用による物質循環の確保を図ることで、持続可能な循環型社会の実現を目指すこととしています。 その上で、再生利用等ができないものについては、熱回収による発電を効率よく行えるようにすることで、低炭素社会の実現に向けた取組を進めため、ごみ発電能力の目標数値などを計画に盛り込んでいます。